

手数料に関する事項

求職者の方には手数料は一切生じません。求人者に関しては、下記手数料表のとおりです。

【届出制手数料に係る手数料表】

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	500,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書 z 労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100% *1（または 250 万円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100% *1（または 250 万円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100% *1（または 250 万円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	基本報酬（一契約当り） <u>1,000 万円 *2</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100% *1（または 250 万円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100% *1（または 250 万円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする 手数料負担者は 求人者 とします。

就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 手数料負担者は 関係雇用主 とします。 <u>100%^{*1}</u>
-----------------------------	---

(注) 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります

(注) 上記手数料は上限であり、別途求人者と申込書、契約書、覚書等で定める手数料が優先されます

*1：ポジションの採用難易度や緊急性の高い職種の場合…100%、その他の場合…30～50%を想定しております

*2：案件の規模やポジションの採用難易度、緊急性の高い職種の場合…1000万円、その他の場合…50万円～500万円を想定しております